

道志村広告第 16 号

下記森林について、森林経営管理法（平成 30 年号外法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 6 年 12 月 16 日

道志村長 長田 富也



- 1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙のとおり
- 2 縦覧場所
道志村 6181-1
道志村役場産業振興課及び道志村ホームページ
- 3 本公告により、道志村に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ認定される。